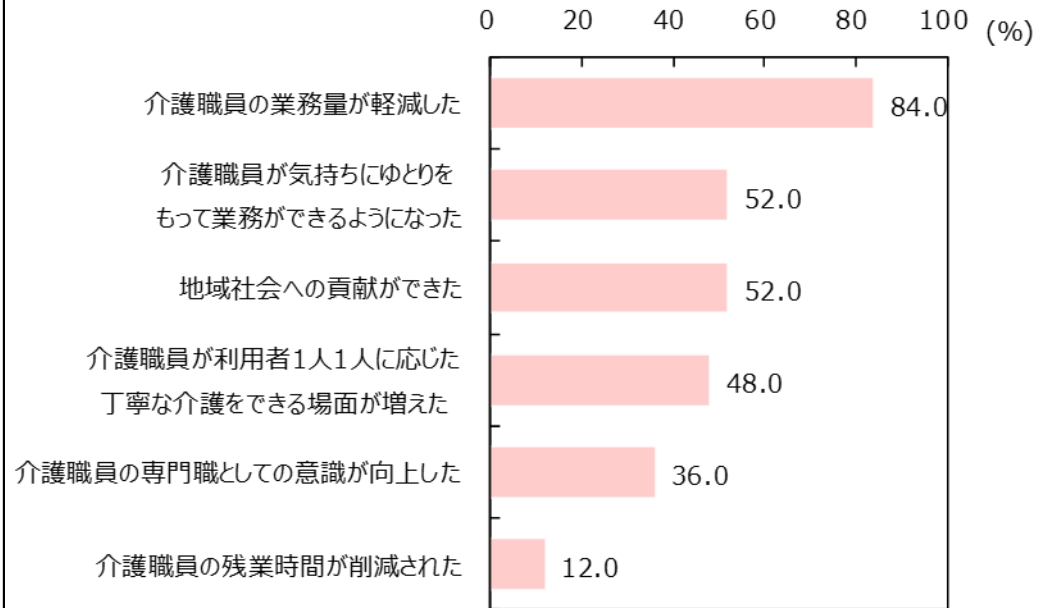
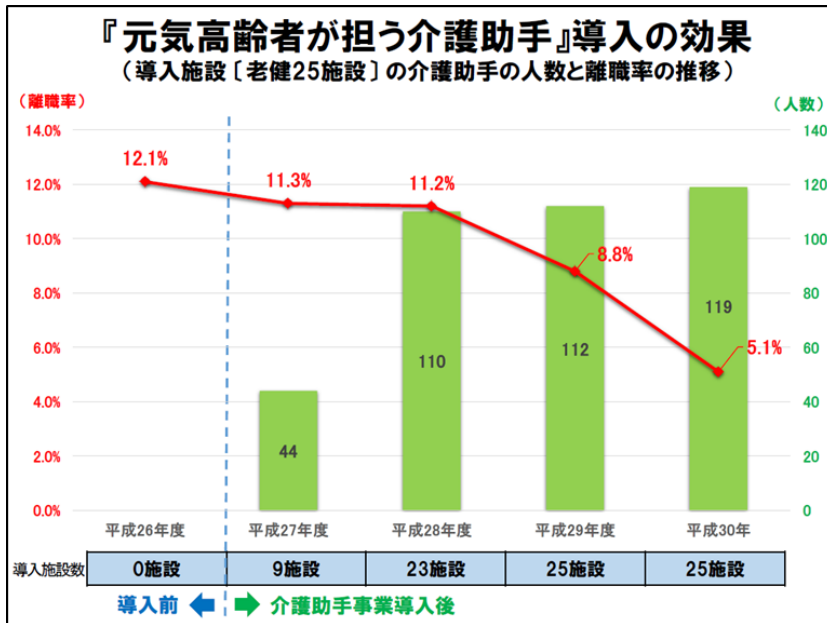


介護補助者・介護助手事業について

公益社団法人大阪介護老人保健施設協会

介護助手導入による効果

- 三重県老人保健施設協会の調査によれば、介護助手を導入した25の老健施設全体で、離職率の低下が見られる。
- 介護助手導入実施マニュアルのアンケート結果によると、業務量の軽減やゆとりをもった丁寧な介護につながっていることが見受けられる。



介護補助者・介護助手事業について

○大老協が実施する「介護助手事業」とは

- 国基金事業 ⇒ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業
 - ⇒ 求人活動改善、働き方に応じた機能分化
 - ⇒ 人材育成・能力開発、リーダーシップ強化、働き方改革(資料：介護現場における多様な働き方導入モデル事業)

地域介護力・共生力の向上

- ⇒ 地域住民へのアプローチ、地元市町村へのアプローチ
 - ⇒ 地域住民を介護補助者・介護助手へ
- (資料：地域介護力&共生力強化スキーム)

○モデル施設募集

- モデル老健が事業実施 (資料：大老協「介護補助者・介護助手事業」)
 - ⇒ 講座・説明会の開催、参加者との就労マッチング、チームケア向上研修の参加かかり増し経費を大老協が補助
 - ⇒ 補助上限額 1施設 20万円
 - ⇒ その他、大老協負担事業への参画もあり

○モデル施設参加の条件

- ①大老協主催「モデル施設説明会」の参加
 - ⇒ 7月27日開催説明会 あるいは、事後のYouTube配信の視聴
 - ②大阪府主催「介護助手導入支援事業」の動画配信
(資料：「介護助手導入支援事業」導入希望施設募集)
- 上記①及び②が参加の条件となります。

○参加申請について

- ①参加申請書について、「介護補助者・介護助手事業参加申請書」をメールで入手・申請
大老協 申請メアド dairoken@sepia.ocn.ne.jp
- ②締切：8月31日 (資料：介護補助者・介護助手事業参加申請書)

○モデル施設の事業

- ① 介護補助者・介護助手の募集
- ② チームケア向上研修への参加
- ③ 必要な事業実績を大老協へ報告 ⇒ 中間報告、実績報告など ⇒ 大老協から指示
(資料：介護補助者・介護助手事業実施要領)

○スケジュールについて

- ・令和4年8月31日 参加申請締切
- ・令和4年9月～11月頃 募集・説明会・就労マッチング
- ・令和4年11月頃～令和5年2月頃 チームケア向上研修
- ・令和5年1月頃 中間報告
- ・令和5年3月31日 実績報告

* 参加申請書は、メール (dairoken@sepia.ocn.ne.jp) で請求すること。

介護現場における多様な働き方導入モデル事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニュー)

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行う。
- リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な働き方、柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を進め、その成果の全国展開を図る。

事業の沿革

OR元年度 介護職機能分化事業
介護助手等導入にあたっての
介護業務の機能分化をモデル実施

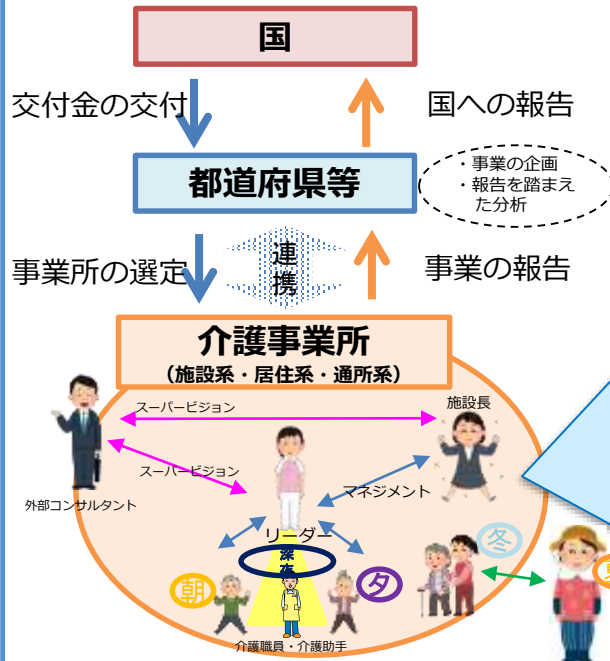
国庫補助事業

OR2年度 介護職チームケア実践力向上推進事業
業務の分類や機能分化を行ったうえで、各機能を
チーム員で分担し、チームを単位とするチームケア
の実践をモデル実施

基金事業

OR3年度 介護現場における多様な働き方導入モデル事業
介護現場において多様な働き方の導入による効率的・効果的な事業運営をモデル実施。(当該に必要なかかり増し経費に対する支援)

【事業イメージ】



【取組例】雇用から育成・定着までを一体的に実施

ステップ1 求人活動改善

地域の特性をふまえ、介護助手や季節限定労働者等、多様な人材を効率的に呼び込むための手法の検討・改善

ステップ2 機能分化推進

キャリアや専門性、働き方に応じた機能分化による業務改善の実施

ステップ3 人材育成・能力開発

チームメンバーの個々の役割に応じたOJT、OffJTの積極的・効果的な運用

ステップ4 リーダーシップ強化

介護福祉士等専門性の高い人材がリーダーシップを発揮するためのチームマネジメントの構築

ステップ5 働き方改革

介護従事者の多様な働き方の推進(副業・兼業)、定着をはかるための環境整備

事業成果の展開

- 取組を実施する自治体ごとに以下の視点から**効果測定、検証**を実施。

- 取組の内容、ねらい
- 地域の特性等、事業実施の背景
- 都道府県等による所見等



一連の実践を踏まえた
効果・更なる改善点の検討

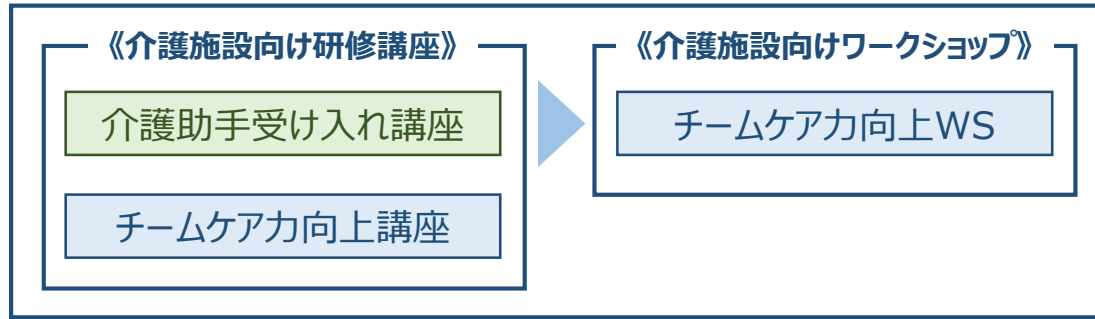
国において、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知

【実施主体】 都道府県、都道府県が認めた団体

■ 地域介護力 & 共生力強化スキーム (案)

(注) 講座名等は全て仮称です。

(施設スタッフ向け)



施設スタッフ向け研修

STEP1
研修講座やWS(ワークショップ)
への参加

大老協が
対象となる自治体関係部署や関連団体等との
連携を調整

連携



地方自治体

市町村

(その他の団体等)
・社協
・医師会、歯科医師会等

地域住民との接点強化

STEP2
対象施設を拠点とした
地域住民向けの
「介護助手講座」の実施



老人保健施設

支援対象施設に応じた講座の
企画・調整～実施・管理

大老協 (サポートチーム※)
※外部有識者、コンサル会社等を含む

はじめての介護助手講座

(地域住民向け)

連携
H3年度事業活動を
ベースに創設

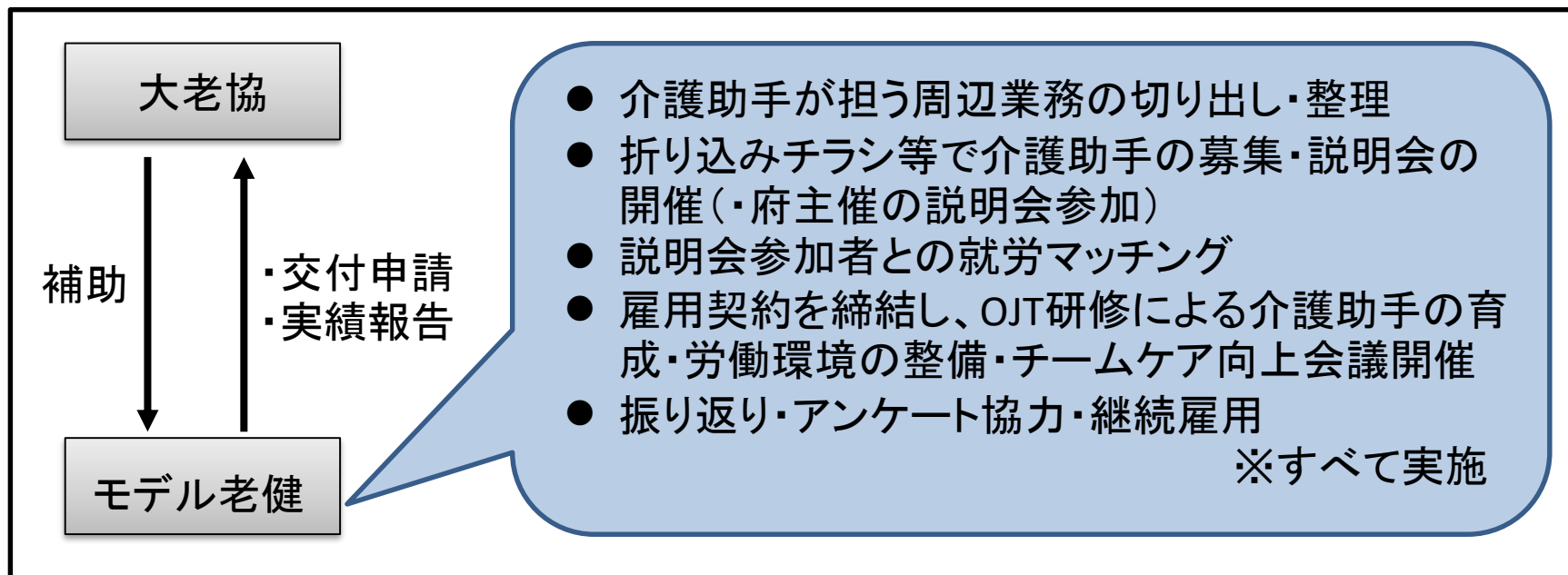
介護助手
サポートデスク

- 施設と介護助手人材とのマッチング支援
- 介護助手人材のスキルアップサポート
- 介護助手人材のヘルスケアサポート、相談サポート、その他

大老協「介護補助者・介護助手事業」

- 介護職場において、身体介護等を除く「周辺業務」を担う介護助手の導入を支援。
- 介護職の専門性の向上や業務負担軽減・業務効率化を図り、介護職の定着・介護人材確保につなげる。

【事業イメージ】



【補助上限額】

20万円（1事業所あたり）

【補助対象経費】

- ・求人関係費
- ・会場使用料
- ・指導に係る職員の諸手当
- ・専門家等の招へいに係る経費

介護助手を導入し業務を整理。 今働いているスタッフの 負担を軽減しませんか？

介護助手って？

介護助手とは、介護職員をサポートするスタッフです。
介護職員が専門的な業務に専念できるよう、
身体介護等の専門的な業務以外の業務を行います。

例) 食事の配膳や掃除、ベッドメイキングなど。



「介護助手導入支援事業」導入希望施設募集

介護助手導入支援事業 導入施設向け説明会

下記の日程で事業者向けの説明会を動画配信にて実施します。

第1回

2022年7月上旬～

『導入の目的』
～介護助手の受け入れ方～

第2回

2022年7月中旬～

『導入準備』
～業務の切り分けとその実践～

第3回

2022年7月下旬～

『導入の心構え』
～実例を用いた解説～

動画配信終了：第1回目～第3回目の動画はすべて8月末に配信を終了いたします

第3回説明会の配信後、
事業登録 URL を
お送りいたします

「介護助手」導入施設向け事業説明会 参加フォーム

<https://smeijin.jp/peg/app/answer/9806>



例えばこんな方が活躍しています！



子育て中で短時間勤務を
希望する方



まだまだお元気な
中高年の方



将来の両親の介護に
備え、勉強したい方々



介護に興味の
ある学生の方

介護補助者・介護助手事業参加申請書

(法人名)

(施設名)

(担当者名)

(電話番号)

○経費の内訳

セクション	摘要	総事業費	必要費	備考
介護助手の募集	求人関係費（印刷費・ポスティング費など）	0	0	
	会場使用料（説明会等の会場借上費など）	0	0	
ケアの質向上取組み	職員の人件費（指導手当、残業代等）コンサルティング費用等	0	0	
	合計	0	0	

*総事業費、必要費とも合計は、20万円以上とすること。

○大老協主催「モデル施設説明会」

- (7月27日開催) 会場参加 } いずれかに参加。
 事後のYouTube配信 聴取参加

○大阪府主催「介護助手導入支援事業」説明会 動画配信

- 動画配信 視聴済 (第1回 ~ 第3回)
 事前登録URL 取得済

*上記の大老協・大阪府主催の両方に参加（視聴）されることが、申請の条件となります。

○地元市町村との連携事業

- 実績はないが、連携可能
 実績あり (事業名：)

公益社団法人大阪介護老人保健施設協会 介護補助者・介護助手事業実施要領

1. 目的

介護補助者・介護助手事業は、介護職場において、身体介護などの専門的な知識・技術を必要とする業務以外の周辺業務に従事する元気高齢者等（以下「介護助手」という。）の導入を支援し、介護職員が専門的な業務に専念できる環境を整備することで、介護職員の業務負担の軽減及び業務の効率化を図り、介護職員の定着と介護人材の確保に繋げること、また、同時にチームケア実践力向上を推進し、多様な働き方の導入モデルとすることを目的とし、この要領に定める。

2. 補助対象者

補助対象者は、大阪府内で介護老人保健施設を行う事業所とする。

3. 事業内容

補助対象者は、年度内に以下の取組みをすべて行うものとする。

(1) 業務の切り出し・整理

普段の業務を振り返り、介護補助者・介護助手が担う業務を「周辺業務」として切り出して整理する。

(2) 募集・説明会の開催

折り込みチラシ等、地域の実情に応じた方法で介護講座への参加募集を行い、地域の元気高齢者等に対して、介護の入門講座や介護の仕事の説明を通じて、介護の補助者・介護助手についての説明会を実施する。

(3) 就労マッチング

介護補助者・介護助手として就労を希望する説明会の参加者に対し、本人と事業所の意向をすり合わせるためのマッチング面談を行う。

(4) 介護補助者・介護助手の育成

就労希望者と雇用契約（3か月間等の短期契約も可とする）を締結し、OJT研修等により介護補助者・介護助手を育成する。

(5) 労働環境の整備とチームケア向上

介護職の機能分化による業務効率化など、下記ア・イ・ウの観点からの労働環境の整備を行う。

ア. リーダー的介護職員等の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた他職種連携等）やキャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ）

イ. 利用者の重度化防止、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション）

ウ. 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等のサービスの質向上への取組、多職種間連携の深化、その他必要な環境の整備）

（6）振り返り・継続雇用

一定期間の雇用期間経過後、一連の取組の振り返りを行う。また、短期雇用契約を締結した場合には、雇用期間満了後も継続して就労する意思のある者とは継続雇用につなげる。

4. 補助対象経費

本事業の実施に係る以下の経費で、補助対象者が負担し、年度内に支払いを完了するものを対象とする。なお、補助対象となる経費に対して、他の助成等を受けている場合には、補助対象としない。

（1）求人関係費

介護講座等の説明会を周知のためのチラシ印刷費、チラシ配布手数料、新聞折り込み、その他 SNS 関係等の求人関係費とする。

（2）会場使用料

介護講座等の説明会に使用した会場の借上にかかる費用とする。

（3）専門家等の招へいに係る経費

業務の切り出し・整理や業務効率化の検討にあたり、助言・指導を行う専門家等への謝金とする。

（4）指導に係る職員の諸手当

介護助手の指導やチームケア向上のための研修やシステム構築にあたる職員の指導手当および残業代などの人件費とし、該当する人件費はその他手当等と明確に区分して支給すること。

5. 補助金の額

補助金の額は、1事業所につき20万円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

6. その他

本事業の実績については、中間報告及び実績報告に、説明会参加人数など、求められる報告項目については、必ず報告すること。

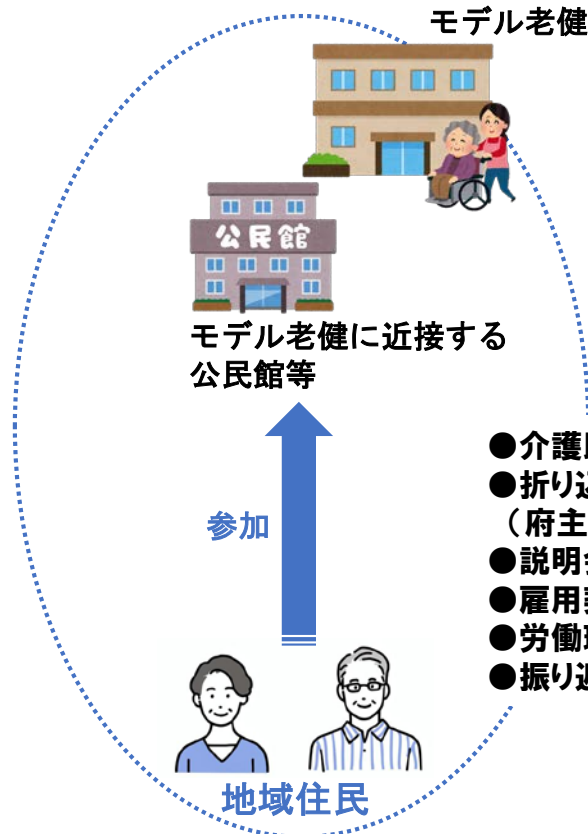
附則

この要領は令和4年8月1日から施行する。

モデル老健における事業実施の考え方

参加表明いただき、モデル老健として確定させていただいた老健において、下記のイメージで令和4年度「介護補助者・介護助手事業」を実施させていただきます。

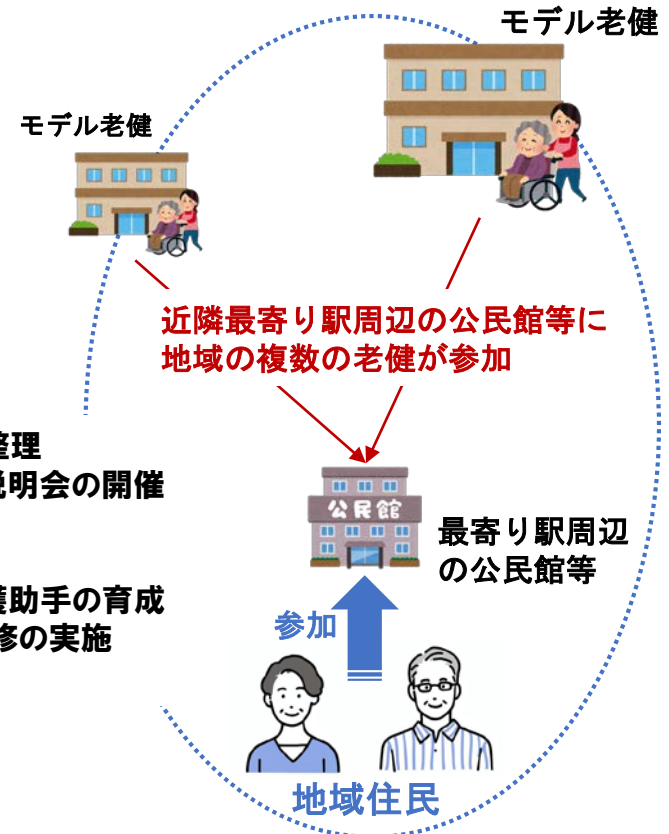
■ 1 : 施設近接型



- 介護助手が担う周辺業務の切り出し・整理
- 折り込みチラシ等で介護助手の募集・説明会の開催（府主催の説明会への参加）
- 説明会参加者との就労マッチング
- 雇用契約を締結し、OJT研修による介護助手の育成
- 労働環境の整備、チームケア力向上研修の実施
- 振り返り・アンケート協力・継続雇用

モデル老健を中心とした地域

■ 2 : 最寄り駅周辺型



モデル老健を中心とした地域

※なお、コロナ感染予防のため、老健施設内では実施しません。